

3(公社)全宅連政策発第28号

令和3年10月27日

都道府県宅建協会 会長殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会

政策推進委員長 草間 時彦



特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う
宅地建物取引業法施行令の一部改正について(速報)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が本年11月1日に施行されることに伴い、同日に宅地建物取引業法施行令が改正され、重要事項説明の説明事項等が一部追加されることとなりましたので、取り急ぎご案内申し上げます。

つきましては、関連資料等について別添のとおりお送りいたします。

なお、今回の改正に伴い、本会が策定する重要事項説明の各書式について変更はございませんが、説明資料を一部改訂し、本会「ハトサポ」ページに掲載する予定です。あわせてご案内申し上げます。

なお、国土交通省より正式な周知文書が届き次第、あらためて送付させていただきますが、貴協会会員に対し、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【参考資料】

- 宅地建物取引業法施行令新旧対照文
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」及び「都市計画法施行令の一部を改正する政令案」並びに「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案」について

令和3年10月 国土交通省水管理・国土保全局、都市局、不動産・建設経済局

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」について

以 上

